

議案第 38 号

東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 1 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例

東京都板橋区特別区税条例（昭和 39 年板橋区条例第 47 号）の一部
を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び
控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 14 条第 1 号中「扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控
除対象扶養親族に限る。）」を加える。

第 24 条の 2 第 4 項中「所得税法第 198 条第 2 項に規定する納税地
の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 48 条の 9 の 7 の 2 にお
いて準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改め、「次
条第 4 項」の次に「及び第 36 条の 9 第 3 項」を加える。

第 24 条の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未
満の者に限る」に改め、同条第 4 項中「所得税法第 203 条の 6 第 6 項
に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 48 条
の 9 の 7 の 3 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満た
す」に改める。

第 36 条の 8 第 1 項第 1 号中「本条、次条第 2 項及び」を「この条、
次条第 2 項及び第 3 項並びに」に改める。

第 36 条の 9 第 2 項中「その受理されたとき」を「その受理された時」
に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 第 1 項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の
際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第 48 条の 18 におい
て準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、府令

で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

付則第2条の4第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

付則第3条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

付則第6条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項及び第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削る。

付則第18条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 付則第3条の改正規定 令和4年1月1日

(2) 第10条第2項、第14条第1号及び第24条の3第1項の改正規定並びに付則第2条の4第1項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日

(特別区民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の東京都板橋区特別区税条例（以下「新条例」という。）第24条の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行ったこの条例による改正前の東京都板橋区特別区税条例（以下「旧条例」という。）第24条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第24条の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第24条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第24条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第24条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第24条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中特別区民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の特別区民税について適用し、令和5年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の改正に伴い、特別区民税の非課税限度額等の算定における扶養親族の要件、住宅借入金等特別税額控除の適用要件等を改めるほ

か、所要の規定整備をする必要がある。